



新かがわ中小企業応援ファンド等事業

令和5年度 後期募集のご案内

募集
期間

令和5年

6月16日(金)～8月28日(月) 17時必着



新分野等チャレンジ支援事業

県内の中小企業者が取り組む新商品・新技術の開発や市場性を見極めるための試作品作成、付加価値の高い新製品開発のための実証試験などを支援し、新分野等への挑戦を後押しします。

助成対象者

県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者*

※当該助成メニューにおいて、現在、採択を受け事業に取り組んでいる場合、新たに申請する事業と助成期間が重複するときは申請できません。

助成対象事業

- (1)新分野進出のための商品・技術の開発
- (2)市場性を見極めるための試作品作成
- (3)付加価値の高い新製品開発のための実証試験
- (4)新事業の可能性評価
- (5)技術課題の解決



助成対象経費

研究開発費

- 原材料費・消耗品費
- 機械装置・工具器具費
- 試験検査費
- 知的財産権等関連経費
- 委託・外注費
- 専門家謝金
- 旅費

販路開拓費

- 市場調査費
- 展示会等出展費
- 広告宣伝費
- 専門家謝金
- 旅費



※各助成対象経費の詳細な要件は、「新かがわ中小企業応援ファンド等事業 令和5年度後期助成事業 公募要領」(以下「公募要領」という。)をご確認ください。

助成率・助成額

助成率 **2/3以内**

助成額 **50万円以上100万円以下**

採択予定件数

7件程度



助成の対象となる事業の期間

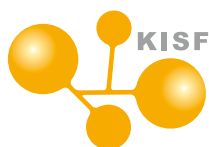
最長で、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとなります。

採択の基準

次の各項目について審査を行い、採択を決定します。

- ①新規性・革新性
- ②市場性・成長性
- ③妥当性
- ④実現可能性
- ⑤地域活性化への波及効果

■お申込先



公益財団法人
かがわ産業支援財団
KAGAWA INDUSTRY SUPPORT FOUNDATION

総務部ファンド事業推進課

TEL.087-868-9903 担当/水尾

〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2F

新かがわ中小企業応援ファンド等事業 令和5年度 後期募集について

申請からの流れ

申請登録

申請書提出(本申請)

書類審査・現地調査

審査委員会
(プレゼンテーション)

助成対象者決定

事業実施

中間報告

実績報告

助成金支払(精算払)

応募方法

令和5年6月16日(金)～令和5年8月28日(月) 17時必着

①申請される場合は、(公財)かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)ホームページ(<https://www.kagawa-isf.jp/support/fund/newfund/>)又は2次元コードから申請登録を行ってください。(インターネット環境が整わない等で申請登録ができない場合は、電話(TEL087-868-9903)にてお問い合わせください。)



②申請登録後に、所定の申請書と添付書類(下記参照)を、財団が個別にお知らせするURLから募集期間内に提出してください(本申請)。申請書の様式及び公募要領は、上記財団ホームページからダウンロードできます。なお、提出された申請書等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

※申請にあたっては、公募要領を熟読いただき、注意事項等をご確認、ご承諾の上で申請をお願いします。

※締切直前は、応募が集中することが予想されますので、早めの申請をお願いします。

※書類の不備又は補正すべき内容があった場合、財団理事長が期日を定めて、追加・再提出や補正を求める場合があります。この求めに応じていただけない場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。

添付書類

法人の場合

- ・事業実施計画書(別表「事業予算明細書」を含む)
- ・積算の根拠となる見積書等
- ・直近の納税証明書(県税、消費税及び地方消費税)
- ・登記事項証明書(申請日から3ヵ月以内に発行されたもの)
- ・直近3ヵ年の財務諸表
- ・申請内容について経営革新計画の承認を受けている場合は、承認申請書一式及び香川県からの承認通知書の写し(任意)
- ・誓約書
- ・チェックリスト

個人事業主の場合

- ・事業実施計画書(別表「事業予算明細書」を含む)
- ・積算の根拠となる見積書等
- ・直近の納税証明書(県税、消費税及び地方消費税)
- ・住民票(申請日から3ヵ月以内に発行されたもの)
- ・開業届出書の写し
- ・直近3ヵ年の確定申告書の写し
- ・申請内容について経営革新計画の承認を受けている場合は、承認申請書一式及び香川県からの承認通知書の写し(任意)
- ・誓約書
- ・チェックリスト

助成の対象となる事業の決定

- ・助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、書類審査及び現地調査等を行ったうえで、専門家等で構成する審査委員会の審査を経て決定します。
- ・申請者には、審査委員会において事業説明(プレゼンテーション)を行っていただく予定です。プレゼンテーションの実施日時は、財団からご連絡します。



留意事項

- ・国、県、外郭団体等の公的団体から助成等を受けて行う同一内容の事業は助成事業の対象外とします。
- ・採択された事業は、原則として、事業者名、事業名及び交付決定額を公表します。
- ・助成金は、原則として、事業終了後に精算払でお支払いします。助成対象となる経費は、交付決定日以降に着手したもので、助成事業に直接要した経費(汎用性のあるものは除く。)に限定され、証拠書類等によって支払金額が確認できる経費です。
- ・助成事業の成果を検証するために、助成期間終了後も、必要に応じてヒアリングや現地調査等を実施します。また、助成事業が完了した会計年度の翌年度から5年間、当該助成事業の各年における事業化状況を財団に報告していただきます。